

No. 4

制 度 名	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 ① 次期中間サーバ・プラットフォーム構築に係るもの	主管課名	市町村課 行政 G		
	② 国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るもの	問合せ先	029-301-2467		
目的・趣旨	社会保障・税番号制度の運用に係る地方公共団体の情報システム改修等に要する経費について補助する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] ① 次期中間サーバ・プラットフォームの設計・構築 ② マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に係る各市町村のシステム改修</p> <p>[補助要件等] 総務大臣は、交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。</p> <p>[対象経費] ① 次期中間サーバ・プラットフォームの設計・構築に要する各市町村の経費（J-LIS に対して支払う交付金分） ② マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に係る各市町村のシステム改修に要する経費 ※詳細は未定</p> <p>[補助限度額等] 未定</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体：市町村		10/10	—	—	—
〔令和 2 年度当初予算額〕（国） ① 6,300,000 千円 ② 15,060,000 千円		〔2 年度補助対象団体〕 未定			
〔備考〕					